

# 平塚市新規就農者資機材等導入補助金のご案内

## 【事業目的】

平塚市が認定した認定農業者、認定新規就農者の就農初期段階における経営の安定化を図ることで、円滑に農業を開始できる環境を整え、認定された計画を実現できることを目的に、必要な工事や設備、資機材の購入費を補助します。

## 【対象者】

- ・**認定新規就農者**（青年等就農計画の認定を受けてから2年を経過する日まで）

※令和5年度に認定を受けている方は来年度も補助金対象となる予定です。

- ・**認定農業者**（平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱に基づく認定を受けてから2年を経過する日まで）

※令和5年度に農家資格認定を受けている方は来年度も補助金対象となる予定です。

## 【補助上限額】

100万円（ただし予算の範囲内、補助金額は千円未満切り捨てとなります）

## 【補助率】

1/2以内（ただし予算を超える申請があった場合、事務局で調整します。）

## 【補助対象】

専ら農業経営に供されるもの（詳細は裏面をご確認ください）



## 対象事業例

○建築物又は工作物の工事費（設計及び電気工事等の付帯工事を含む）

例：ビニールハウス、農業用倉庫など

○設備購入費（設備費を含む）

例：ビニールハウスの利用に係る電気設備や農地の伐根費用など

○資機材購入費（設備費を含む）…等

例：トラクター、草刈り機など

※汎用性があるものは対象外となります。また消費税及び地方消費税は補助対象に含まれません。また、関係法令（農地法や都市計画法など）の許認可については各部署へご相談ください。



## 今後のスケジュール

**希望調査締め切り** : 令和6年5月31日（金）

**希望調査回答方法** : 活用したい事業のわかる資料をメールか直接窓口へお渡しください。  
（見積りやカタログ、なければ概算金額を）

**希望調査結果** : 令和6年6月上旬に市から希望調査を回答された方に対して結果報告します。  
結果報告では、希望調査を取りまとめ、希望者ごとの交付できる最低額を掲示いたします。

**交付申請締め切り** : 令和6年6月28日（金）  
希望調査の結果を踏まえ、活用される方のみ交付申請してください。また、交付決定後から事業の着手が可能となります。

**補助金交付時期** : 実績払い（実績報告提出後に交付）

**事務局 mail** : [nosan@city.hiratsuka.kanagawa.jp](mailto:nosan@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

